

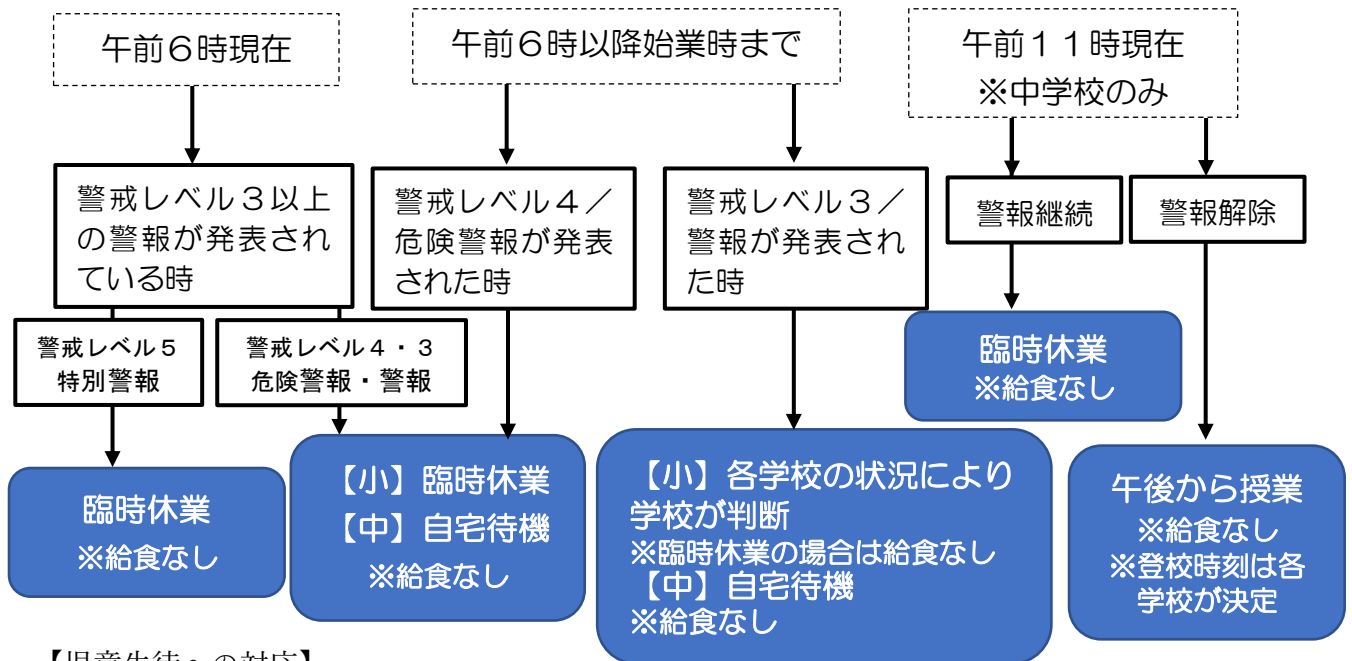
気象警報発表時の対応について

令和8年6月5日

尾道市教育委員会

尾道市に気象警報等が発表された場合※1には、原則以下の内容を踏まえ、学校経営企画課と校長会が連携し対応する。

※1 大雨、土砂災害、暴風、大雪、暴風雪の警報が一つでも発表された時。河川氾濫は学区にある河川の警報が発表された学校のみ該当。波浪、高潮は沿岸部の学校のみ該当。



【児童生徒への対応】

- ・原則午前6時以降、始業時までに警報が発表された場合、既に登校している児童生徒については、安全確保を図り下校させる。（状況によっては臨時休業にならない場合もある。）
- ・児童生徒が登校前（自宅を出発する前）に警報が発表された場合は、自宅待機とし、安全を確保する。
- ・始業時以降に警報が発表された場合は、学校待機とし、気象情報等を踏まえ、安全確保を図り（集団下校、保護者への引き渡し等）下校させる。

【保護者への対応】

- ・午前6時の段階及び午前6時以降始業時までに、臨時休業または自宅待機となった場合は、学校からコドモン又は電話により連絡する。
- ・始業時以降の警報発表により、授業打ち切り、下校見合わせや通学路の変更等があった場合は、学校から速やかに状況をコドモン又は電話により連絡する。

<参考>

河川氾濫・大雨・土砂災害・高潮	
警戒レベル5相当	レベル5 特別警報
警戒レベル4相当	レベル4 危険警報
警戒レベル3相当	レベル3 警報
警戒レベル2相当	レベル2 注意報
警戒レベル1相当	早期注意情報

特別警報	暴風、波浪、大雪、暴風雪
警報	暴風、波浪、大雪、暴風雪
注意報	強風、波浪、大雪、風雪、濃霧、 雷、乾燥、なだれ、着氷、着雪、 霜、低温、融雪